

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.68 2024年9月27日★

=====

キャリアアップコーナー

=====

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。今月は「改正景品表示法」について学んでいきましょう。

【景品表示法】

景品表示法は、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為を規制することによって、一般消費者の利益を保護する法律でした。ではまず、問題にチャレンジして景品表示法の基本内容を確認していきましょう。

<問題> ()内に当てはまる言葉をA～Eの中から選びなさい。

1. 景品表示法は、()と消費者の誤認を招く()を規制している。
2. ()には大きく分けて()・()・(その他、誤認されるおそれのある表示)の3つの種類がある。
3. 消費者庁は、不当表示があるときは、その事業者に対し不当表示の差止めや再発防止、その他の措置を命ずることができる(措置命令)。措置命令を行ったときは、事業者名・製品名等が公表される。
4. また、事業者が不当表示を行った場合、一定金額の()を命ずる制度がある。

A：不当表示 B：優良誤認表示 C：課徴金の納付
D：不当に過大な景品を付ける行為 E：有利誤認表示

【改正景品表示法】

昨年5月に、景品表示法の一部を改正する法律が成立・公布され、今年10月から施行されます。

改正の主なPOINTは6つ。

- 事業者の自主的な取組みの促進
 1. 確約手続の導入
 2. 課徴金制度における返金措置の弾力化
- 違反行為に対する抑止力の強化
 3. 課徴金制度の見直し
 4. 罰則規定の拡充
- 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等
 5. 国際化の進展への対応
 6. 適格消費者団体による開示要請規定の導入

改正事項の中から、「1.確約手続の導入」について学んでいきましょう。

<導入の背景>

これ迄、事業者が自ら違反行為に気づき、その違反行為を「自主的・積極的に是正する」「再発防止に取り組む」等を行ったとして

も、これを評価する制度はありませんでした。しかし、こうした事業者の取組みは適正に評価して、早期に問題解決を図った方が、消費者・事業者双方にメリットがあります。そこで、新たに「確約手続」という制度が導入されました。

<確約手続の概要>

- 確約手続は、消費者庁長官が確約手続にふさわしいと判断した事業者に対し、問題を解決するための自主的な取組である確約計画の認定の申請(確約手続)ができる旨の通知を行います。
- 事業者は、通知を受けた日から60日以内に「確約計画」を作成し確約認定の申請を行うことができます。確約計画には再発防止策など事業者が実施しようとする措置の内容等を記載し提出します。
- 提出された確約計画が消費者庁に認定され、事業者が計画通りにその措置を実施した場合は、消費者庁は原則として措置命令・課徴金納付命令を行わないことになります。
- 消費者庁は、確約手続の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、確約手続に関する運用基準を定めています。

◆詳しくはこちら

・改正の概要（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/movie_explanation/assets/representation_cms216_240917_02.pdf

・解説動画（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/movie_explanation/

※参照 CAPテキスト(改訂4版) 景品表示法 P128~135

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆ベランダからの子供の転落に注意！（東京暮らし WEB9/19）

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/documents/202409_beranda.html

空調なしでも過ごしやすく、ベランダの出入口や窓の開閉が多くなる季節に、子どもの転落事故が発生する傾向があるそうです。事故を防ぐポイントを確認してみましょう。

◆生活関連商品等の価格動向(東京暮らし WEB8/26)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/chousa/kakaku/>

生活関連商品の価格動向では、東京都総務局統計部が実施している小売物価統計調査結果（東京都区部）を活用し、その中から生活に密着した食料品・日用雑貨品等（45品目）を選んで、その価格動向を提供しています。

※本資料はお客様対応専門員(CAP)資格登録者向けに月一度配信しているメールマガジンの一部です。本資料からの無断転載はご遠慮くださいますようお願いいたします。

作成：一般財団法人日本産業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3F

TEL03-3256-7731